

公立大学法人奈良県立大学役員報酬の特例に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、平成27年4月1日から令和7年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）において、公立大学法人奈良県立大学役員報酬規程（以下「役員報酬規程」という。）に基づいて支給する給与及び報酬の額を減ずるため、給与及び報酬の特例を定めるものとする。

第2条 削除

(副理事長及び常務理事の給与の額の特例)

第3条 特例期間における学長である副理事長及び常務理事の給料額は、役員報酬規程第2条の規定にかかわらず、同条の規定により定められた額（以下この条において「報酬基礎額」という。）から、報酬基礎額に100分の3を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる報酬の月額は、この限りでない。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。